

未来を彩る花の郷づくり事業補助金 事前相談について

和歌山県では、県内外から多くの人々が訪れる「未来の景観資産」となる花の名所づくりに取り組み、地域活性化につなげる活動に対し、補助を行っています。

令和5年度に、この事業へ応募を検討されている団体を対象に、事前相談を実施します。

事業について

県内外から多くの人々が訪れる花の名所づくりに取り組み、地域活性化を図ることを目的として、将来の景観資産となるような樹木の植栽などに取り組む活動を支援します。

なお、この事業における樹木とは、原則として「和歌山県郷土樹種使用指針」に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木や紅葉する木などです。

① 植樹事業

※多くの人々が訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木の植栽

【対象経費の例】

苗木や支柱、肥料、防護ネット等の購入費、植栽用地の整備に係る費用など

② 環境整備事業

※来訪者の増加を目的とした環境整備

(本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限りませす。)

【対象経費の例】

案内掲示板の設置費用、歩道の整備に係る費用など

③ 交流推進事業

※樹木に愛着を持ち、継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントの実施

(本補助金の植樹事業に併せて実施するものに限りませす。)

【対象経費の例】

イベント開催時に使用する備品のレンタル料など

補助対象者の要件

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体（自治会等も可）で、補助事業完了後も責任を持って継続的に樹木の育成管理を行える団体。

補助率等

※補助率：10/10以内

※補助上限額：予算の範囲内で知事が決定します。

ただし、交流推進事業については、植樹事業の補助金の交付額の1/2の額を上限とします。

事前相談について

令和5年度に、この補助金の活用を検討される団体を対象に、事前相談を受け付けます。

事前相談では、県が事業実施予定地を現地確認し、必要に応じ計画内容や樹木の育成に関する助言をいたします。事前相談を希望する場合は、必要書類（2部）を、事業実施予定場所を所管する振興局地域課（裏面に記載）に提出してください。

事前相談申込期間：令和5年4月7日（金）～5月8日（月）

※詳しくは、和歌山県地域政策課ホームページに掲載している「令和5年度未来を彩る花の郷づくり事業に係る事前相談申込要項」をご覧ください。



事業の募集について

- 今回は事前相談の募集であり、補助金の公募とは異なりますのでご注意ください。
- 令和5年度の公募期間は、決定し次第和歌山県地域政策課ホームページに掲載します。
- 事前相談を受けても、令和5年度事業の採択が保証されるものではありません。
また、事前相談において県が行った助言を基に策定した計画で応募を行った場合も同様です。

問い合わせ先

お問い合わせは、和歌山県地域政策課

電話：073-441-2371 メール：e0202001@pref.wakayama.lg.jp

HP：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/index.html

または各振興局地域課

海 草振興局：073-432-3373	和歌山市小松原通1丁目1番地
那 賀振興局：0736-63-0014	岩出市高塚209
伊 都振興局：0736-34-4915	橋本市市脇4丁目5番8号
有 田振興局：0737-63-1276	有田郡湯浅町湯浅2355-1
日 高振興局：0738-22-2928	御坊市湯川町財部651
西牟婁振興局：0739-22-7947	田辺市朝日ヶ丘23-1
東牟婁振興局：0735-22-9627	新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

